

# 神奈川県生活環境の保全等に関する条例 施行規則の一部改正(平成26年12月1日施行)

## ～排水の規制基準などを改正！～

このたび、神奈川県生活環境の保全等に関する条例施行規則の改正を行い、カドミウム及びその化合物の排水の規制基準を強化し、1,1-ジクロロエチレンの土壌汚染の基準を緩和しました。また、排水等の測定方法を追加しました。

### カドミウム及びその化合物に係る排水の規制基準の強化

#### 1 改正の背景及び趣旨

カドミウム及びその化合物については、平成23年10月27日に公共用水域の水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準値が改正されたことを踏まえ、平成26年11月4日に水質汚濁防止法（以下「水濁法」という。）の排水基準を定める省令が改正され、一律排水基準が「0.1mg/L」から「0.03mg/L」に強化されました。

この改正を受け、神奈川県生活環境の保全等に関する条例施行規則（以下「県規則」という。）別表第9に定めるカドミウム及びその化合物に係る規制基準を強化しました。

#### 2 改正の内容

県規則別表第9に定めるカドミウム及びその化合物に係る許容限度を、甲水域のうち水質保全湖沼以外の水域で、新設 以外の事業所から排出される排水に適用されるものについては、「0.05mg/L」から「0.03mg/L」に、乙水域及び海域に排出される排水に適用されるものについては、「0.1 mg/L」から「0.03mg/L」に強化しました。

「新設」とは、主に昭和46年9月11日以後に設置された事業所をさします。

#### 3 経過措置

平成26年12月1日より前に設置された事業所

水濁法の経過措置の間（下記の期間）は従前の「0.05mg/L」若しくは「0.1mg/L」が適用されます。

水濁法施行令別表第3に規定する施設を設置する事業所：平成27年11月30日まで

上記以外の事業所：平成27年5月31日まで

水濁法の暫定基準が適用される業種に属する事業所

下記の表のとおり、水濁法と同様の暫定基準が適用されます。

水濁法の暫定排水基準が適用される業種	暫定基準	適用期限
金属鉱業	0.08mg/L	平成28年11月30日
溶融めっき業（溶融亜鉛めっきを行うものに限る）	0.1mg/L	平成28年11月30日
非鉄金属第1次製錬・精製業及び非鉄金属第2次製錬・精製業（亜鉛に係るものに限る）	0.09mg/L	平成29年11月30日

# 1,1-ジクロロエチレンに係る土壌の汚染状態の基準等の緩和

## 1 改正の背景及び趣旨

1,1-ジクロロエチレンについては、平成26年3月20日に土壌汚染に係る環境基準が改正されたことを受けて、同年8月1日に土壌汚染対策法施行規則が改正され、土壌溶出量基準、地下水基準及び第二溶出量基準が緩和されました。

この改正に至る国の検討内容を踏まえ、県規則別表第12の2に定める1,1-ジクロロエチレンに係る土壌の汚染状態の基準について緩和しました。

## 2 改正の内容

県規則別表第12の2に定める土壌の汚染状態の基準（土壌溶出量基準）を、「0.02mg/L」から「0.1mg/L」に緩和しました。

また、土壌汚染の調査及び講ずべき措置に関する指針に定める第二溶出量基準を「0.2mg/L」から「1mg/L」に、地下水質基準を「0.02mg/L」から「0.1mg/L」に緩和しました。

## 測定方法の改正

日本工業規格（JIS）K 0102 の改正に伴い、平成26年3月20日に公共用水域水質環境基準、地下水環境基準、土壌環境基準及び排水基準等に係る告示が改正され、主として排水基準等に係る測定方法に「流れ分析」を追加する改正が行われました。

この改正を受け、県規則に定める一部物質の測定方法に「流れ分析」を追加しました。

## より詳細な情報について

下記ホームページに、より詳細な情報を掲載していますので、ご参照ください。

< 神奈川県ホームページ >

神奈川県生活環境の保全等に関する条例について  
<http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f41093/>

カドミウム及びその化合物に係る排水基準等の改正について（水濁法改正関連）  
<http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/p862289.html>

## 届出・相談等の窓口

ご不明な点については、事業所が所在する市町村ごとに、下記の担当窓口までお問い合わせください。

事業所が所在する市町村	担当窓口	所在地	電話(代表)
鎌倉市、逗子市、三浦市、葉山町	横須賀三浦地域県政総合センター 環境部 環境課	横須賀市日の出町2-9-1	046-823-0210
海老名市、座間市、綾瀬市、愛川町、清川村	県央地域県政総合センター 環境部 環境保全課	厚木市水引2-3-1	046-224-1111
秦野市、伊勢原市、寒川町、大磯町、二宮町	湘南地域県政総合センター 環境部 環境保全課	平塚市西八幡1-3-1	0463-22-2711
南足柄市、中井町、大井町、松田町、山北町、開成町、箱根町、真鶴町、湯河原町	県西地域県政総合センター 環境部 環境保全課	小田原市荻窪350-1	0465-32-8000

次の市域については、市が事務を所管しているため、各市の公害担当窓口にお問い合わせください。

横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市、平塚市、藤沢市、小田原市、茅ヶ崎市、厚木市、大和市